

第 2 回中央環境審議会総合政策部会と
各種団体との意見交換会

平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日

第2回中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

平成29年10月13日(金) 10:00~12:11
TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール14A

議 事 次 第

1. 開 会

2. 意見交換

- (1) 公益社団法人 日本水環境学会
小野 芳朗 会長
小川 かほる 事務局長
- (2) 静岡県
白井 満 経済産業部理事
- (3) 一般社団法人 日本自動車工業会
大場 昇 環境委員会温暖化対策検討会 主査
茂木 和久 環境委員会運輸政策対応WG 主査
加藤 忠利 環境委員会産業政策対策WG 主査
- (4) 長野県
関 昇一郎 環境部長

3. 閉会

配 付 資 料 一 覧

【資料】

- 資料1 「公益社団法人日本水環境学会」発表資料
- 資料2 「静岡県」発表資料
- 資料3 - 1 「一般社団法人日本自動車工業会」発表資料
- 資料3 - 2 「一般社団法人日本自動車工業会」参考資料
- 資料4 「長野県」発表資料

【参考資料】

- 参考資料1 中央環境審議会総合政策部会名簿
- 参考資料2 第五次環境基本計画 中間取りまとめの概要
- 参考資料3 第五次環境基本計画 中間取りまとめ

午前10時00分 開会

山田計画官 それでは定刻になりましたので、ただいまから、第2回中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会を開会いたします。

初めに、資料のご確認をお願いいたします。資料は前回に引き続き、環境負荷削減の観点から審議会等のペーパーレス化の取組を推進するため、委員のお手元にごございますタブレット端末の中に入っております。今回初めて、この意見交換会にご参加される方もいますので、もう一度ざっと説明いたしますと、タブレット端末の使用方法については、お手元に配付いたしました「タブレットの使用について」をご覧ください。現在タブレット端末は起動していらっしゃると思いますけれど、ここの画面のデスクトップに、第2回各種団体との意見交換会というフォルダがあると思います。そちらに資料を格納してございます。

何か不具合のある方がおられましたら、事務局の者にお申しつけください。

また、傍聴される方につきましては、本日の資料を環境省ホームページの報道発表資料のところにアップロードしておりますので、ペーパーレス化に、何とぞご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

本日は、議事次第に記載しておりますとおり、四つの団体の方にご出席いただいております。本日ご説明いただく団体は、水環境関係、農業関係、大気関係、地域関係と多岐にわたっております。

本日の進行は、前回同様、説明7分程度、質疑応答を最大で20分程度とさせていただき、1団体ごとに順次入れ替えを行い、意見交換を実施させていただきます。進行につきましては、1団体ごとに時間の限りがありますことから、団体からの説明に対する質問、確認に限り、簡潔にご質問いただくようお願いいたします。また、多数の委員から質問を求められた場合、先ほどの最大で20分という時間制約がございますので、1人当たりの質問数につきましても、円滑な進行のため、各委員におかれましてはご配慮いただけると幸いです。

質疑応答は、委員の皆様から一通りご質問をお聞きした後に、発表団体にまとめてお答えいただく形式とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、今後の司会進行は、本日、武内部会長がご欠席でございますので、高村部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

高村(ゆ)部会長代理 ありがとうございます。おはようございます。事務局のト書きにはありませんけれども、総合政策部会の中から先般、日本学術会議の総会で山極委員が会長に選出をされております。なぜこれをお話し申し上げたかと言いますと、武内部会長が副会長の任

を拜命されまして、諸事情で本日はご出席ではございませんので、その旨、お伝えをしておきたいというふうに思っております。

さて、中央環境審議会では、第四次環境基本計画を現在見直して、新たな環境基本計画を策定するための審議検討を進めておりますけれども、この審議に際して、各種団体からそれぞれご意見を伺って今後の審議の参考とするということで、意見交換会をこの間、開催をしております。本日が2回目となります。

お伺いいたしますご意見は、総合政策部に報告をし、第五次環境基本計画策定に関する今後の審議の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

本日でございますけれども、まず公益社団法人日本水環境学会会長の小野芳朗様から、環境保全等の取組状況と第五次環境基本計画策定に関するご意見を7分程度で発表していただきまして、その後で大体20分程度の意見交換を行ってまいりたいと思います。

それでは、小野様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

小野会長 おはようございます。水環境学会の小野でございます。

お手元にあります資料の1ページ目が、学会の沿革と活動内容でございます。本学会は1971年に設立しまして、現在、公益社団法人として活動しております。水環境という名前がついておりますように、水環境に関する分野、特に健全な水環境への保全と創造への寄与ということで、水環境中のさまざまな物質の調査、それから環境基準に資するようなこと、それから水環境の改善に関する技術の開発ということをやっております。

主な活動内容はそこにありますように、現在会員が2,437会員おりまして、大学教育機関、民間企業等々が主たるメンバーでございます。次のスライドをお願いします。

本日の意見の概要がこの方向で、ご指示のとおり準備しております。

次のページ。まず、第五次環境基本計画中間取りまとめに関する意見ですけれども、本学会の理事会でも議論してきたわけですが、基本的にこの方向で私たちは賛同するというのが大きなことであります。SDGsなど国際的に共有される大きな目標との関連性が示されているという点、それから従来の環境基本計画が若干縦割りの見え方をしていたのですけれども、今回は非常に横断的な記述に変わっておりまして、基本計画の理念がより明確になっているというところを評価すべきではないかというふうなことを考えております。

ただ、今後、現実の計画にどうやって落とし込むのかということがありますので、その中で水を中心とする我が学会が貢献できるところがあるのではないかとということで若干細かいところを指摘させていただきます。

次のページ。まず最初に、5ページから7ページに関します、我が国の環境に関する現状、つまり環境の現状というところでございます。ここに書かれていますのは、はっきり言って、環境基準とそれからその達成状況に関する言及が見当たらないということがありますので、環境省、環境基本計画というところで、環境基準というのは一つの大きな指標として長年やってきたことでありますので、この環境基準の達成状況、あるいはこれに対するクリティカルな見解とともに、その言及というものをすべきではないかというふうなことを考えました。

次のページ。それからステークホルダー、パートナーシップというものの充実・強化ということが書かれております。これも我々の立場として、学協会ということですので、行政から始まりまして、市民等々のステークホルダーズが書いてあるのですが、学協会も入れてほしいというところをお伝えしたいと思っております。主体として、学会というのはいろんな関係者が関係しているわけでありまして、ある意味では専門的に特化したところもありますので、これは有効に使うべきではないかというふうなことを考えております。

次のページ。重点戦略、やはり15ページの第2部3の重点戦略(1)持続可能な経済社会の構築というところの最後から2番目の段落、(「さらに、環境負荷の増大は...」)というところがありますが、環境負荷の管理・低減が述べられておりますけれども、恐らく横断的な記述に配慮されたということで、環境という、ある意味では大きな概念を使われていると思っておりますけれども、どうなのかなと。要するにSDGsの方のGoal12には、their release to air, water and soilというふうに明確に書かれておりますので、ここでも大気・水・土壌という一つの媒体といたしますか、環境の場についての記述があってもいいのではないかという意見でございます。

次のページ。これで最後の私どもの意見になります。これも15ページの最後の段落です。環境負荷管理の例が書かれておりますけれども、廃棄物管理や温室効果ガスに特化した内容になっております。非常に大きな問題ではあるのですが、ここに水環境の保全や水循環の確保、あるいは水の再生利用技術の適正な導入といった水資源、水環境に関する事例も挙げられるべきではないかというふうなことを考えております。

以上の4点、基本的な方向性としては、我が学会としてはこの方向で賛同するわけでありまして、今から多分細かいところをご検討なされると思っておりますので、そのところで、また、あまり水、水というふうに言いますと、恐らくまた縦割りみたいになっちゃうのでこういうふうな記述になっているのかなというふうに推定したのですが、具体的に書かれた方がアクションというのも起こしやすいのではないかというふうに考えました。

それで、次のページ。あとは本学会の活動を若干紹介のようなものであります。来年の

2018年に東京で世界最大規模の水関連分野の国際会議、これは本当に最大のものであります。IWA、International Water Associationということで、これは東京都の水道局と、それから本学会と、日本水道協会・下水道協会。水道・下水道それから水環境保全に関する世界最大規模の学会が開催されます。その学術的なサポートを我々がしているということでもあります。

次のページ。これは最後のページであります、その他いろいろこういうことをやっておりますと。学会誌の特集テーマを見ていただきますと、水道水質の基準から始まりまして、瀬戸内海、食料生産、あるいは最後にありますのはフューチャーデザインというところまで考えていこうということで学会の活動を展開しております。

大体時間ですので、以上であります。ありがとうございました。

高村（ゆ）部会長代理 どうもありがとうございます。大変具体的なご指摘を伴ったご報告をいただいたと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご説明に関しまして、ご質問がある委員、お札をお立ていただきますようお願い申し上げます。

先ほど事務局からもございましたけれども、本日、団体様からのご意見を伺うことが主たる目的でございますので、団体様からの説明に関する質問、あるいは確認について、できるだけ簡潔にご質問いただきますよう、お願い申し上げます。

それから、同時に質疑応答につきましては、委員の皆様から一通りご質問をいただいた後に、団体様にまとめてお答えをいただくという形をとらせていただきます。

それでは、大塚委員からお願いできますでしょうか。

大塚委員 どうもありがとうございました。ご指摘になられたことは私もそのとおりだと思っております、重点戦略として横断的なことを今回書いたところが特色になりますが、特に公害的な汚染のようなものに関して少し記述が弱いところがございますので、ご指摘を踏まえて検討していきたいと思っております。

ちょっとお伺いしたいところは、6枚目のところのスライドのところ、SDGsとの関係のことをおっしゃっていますが、環境基準以外に何か、水関係で目標とすることが適当なものが何かあれば、教えていただきたいと思います。

以上でございます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

崎田委員、お願いいたします。

崎田委員 ありがとうございます。最後に、学会などで非常に国際的な取組を実施されてい

るという話があります。こういう分野で、特に今回の計画素案の中で、こういう国際関係との水循環に関する連携で、何かご指摘、追加いただくことがないか、お伺いしたいというふうに思いました。どうぞよろしくお願いいいたします。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

白石委員、お願いいいたします。

白石委員 ありがとうございます。4ページ目に、現状認識で環境基準のことが述べられているのですが、私もそう思っていたのですが、実際に今度は横串で取り組むということになっていったときに、環境基準の設定ですか。それぞれ相互間の関係がございますので、その辺をどういうふうにお考えなのかということと。

もう一つ、環境基準を具体的に書き込むということを想定した場合に、例えば今だと重点項目と重点項目を支える施策ですか。そういう二つに分けていますが、どういったところに書いたらよいとお考えでしょうかということをお伺いしたいです。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

南部委員、お願いいいたします。

南部委員 ありがとうございます。水循環の保安の実用性については同感でございます、法律もでき、計画もできているところでございますが、ここで規定しております流域協会、協議会の設置もなかなか進まないという実態。そしてご指摘あるように、パートナーシップの充実の中に、学協会が抜けているというご指摘もございました。具体的に、横断的な取組と流域に関わるステークホルダーの参画が必要だと私たちも思っているのですが、どういった具体策があるかということ。そしてまた、政府に対して何か必要な支援がありましたら、ご指摘いただきたいと思います。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

浅野委員、お願いいいたします。

浅野委員 もう大分前です、5～6年前だと思いますけれども、水環境政策について全般的に点検をして報告をまとめたことがあるわけです。それからかなりの時間がたっているのですが、水環境学会としては、現在水環境領域での政策課題として最も重要なものは何だというふうにお考えか。そのテーマをもし仮に、今回の重点戦略の六つの項目に、今、分けて書くとしたら、どの項目に入れるのが適当と考えるか。この2点をお答えいただけますか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。私からも一つご質問させていただきたいのですが、今、浅野委員からありました点に関わっておりますスライドの4ページ目で、環境基準とその達成状況に関する言及がないというご指摘がございますけれども、学会様からご覧になって、環境基準のその達成状況をどういうふうに見てらして、どういう課題があるというふうに感じていらっしゃるかについて、お尋ねしたいと思います。

ほかにご質問をご希望の委員がいらっしゃらなければ、団体様からお答えをいただこうと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それでは発表団体から、各委員からいただきましたご質問についてお答え、ご意見をお願いしたいと思います。適宜まとめていただいても結構でございますので、お願いいたします。

小野会長 全部答え切れない場合には、後ほどでもいいということでしたね。

高村（ゆ）部会長代理 後ほど情報をいただければと思います。

小野会長 環境基準に代わる目標としては、災害、戦乱時の供給できる水源の水質に関する指標はいかがでしょうか。国際水環境との連携ということですがけれども、特に本学会はアジア諸国との間で世代を超えて、世代を超えて若い世代のグループとか、シニア世代のグループがあるのですが、アジア諸国に水循環の技術、ノウハウをお互い学び合う、つまり情報を交換するような国際会議を毎年開催して、ジャーナル誌Journal of Water and Environment Technology、JWET（ジェイウェット）を出しております。

具体的には、今のJWETもありますし日韓、日中、それから日本ベトナム等の連携もありまして、その連携は、もう20年くらい続いているけれども、今後も展開するというのが一つのお答えかなと思います。

それから、環境基準以外に水環境の目標となる指標があるのか、難しい。環境基準はそもそも、何をもとにされているのかということを見ると、確かにOECDの政策を見ていると、あれはヨーロッパ仕様だなという感じもいたしますので、そういうアメリカの政策、それからヨーロッパの政策を見ながら、アジアと特に日本におけるものをつくらないと仕方がないのではないという気もしています。

それから、横串でされた場合に設定をどうするかという話ですが、どうしたらいいでしょう。ちょっとこれはすみません、ペンディングにさせていただきます。

それから政策課題で最も大事なものは何か。本学会の活動も点検したのですが、学会といますのは、専門家集団の組合みたいなものですので、やはり内容が専門的な、言葉は悪いのですが、タコつぼになりがちであります。この状況では多分新しいものは出ないというふう

に考えておりました、現在どうするかということは今、検討を始めたところです。先ほど最後に言いましたフューチャーデザインという言葉がようやくこの分野にも出てきたなというふうに思っているのですが、デザインシンキングという言葉も今ありますように、どうなりたいのかということと、そのために何をすればいいのかということ、もう一回編集し直した方がいいのではないかと考えております。要するにテクノロジー、つまり水処理技術、それから水環境の環境基準に資するような、そういう指標の開発ということは結構やってきたのでありますけれども、それだけじゃないだろう、この環境基本計画に書かれていますような、パートナーシップの姿が本当に見えているのかということも議論の一つに挙がっております。

要は上から見ているのではなくて現場からもう少しくみ上げていくようなやり方を、学会としては一番大事なのではないかということで、そのラインの中で考えると、パートナーシップということが、意味がわかってくるのです。つまり、市民と行政とかが一緒にこういうふうな円卓に座っただけでは多分ことは始まらなくて、現場のところを見るということから始めた方がいいのではないかと。

ということで、実はうちの学会は東日本の経験、阪神の経験がありまして、そのときに現場に入ったということが、一つのやり方としてはあったのではないかとこのように思っています。

高村（ゆ）部会長代理 環境基準をどういうふうに見て、どういうふうに感じているか。

小野会長 環境基準そのものですか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。環境基準とその達成状況をご覧になって、どういう課題があって、どういう評価をされているかという点です。

小野会長 環境基準は、数字的に見ると着実に達成できているというふうには言わざるを得ないのですが、一方で、我々の学会で議論しておりますのは、要するに、基準は達成しつつあるけれども、例えば琵琶湖や瀬戸内海のように、内部生産のような、要するに、もうたまってしまって動かないというものがあると。例の低酸素水塊もそうですね、という問題をどういうふうにやっていくのか、つまり将来新しい問題になってくるものがあるのではないかとこのことが一つあります。それから、化学物質については次から次に出てきまして、次から次に規準化して行って、それでいいのかということもありまして、この辺りは単なる水環境だけの問題ではなくて、ほかの学協会、つまり廃棄物学会、大気等々、これはまさに今回の基本計画で横串をとられたというのはその辺りだと思うのですが、全体を見ないとどうも解決できないということがあるような気がします。

流域のお話であります、具体的にどうしたらいいのかというご質問だったと思いますが、これは基本的に、研究していれば、すぐに気がつくことでありまして、河川や湖は地下水とか雨水とか全てのことに関係してきまして、いわゆる水文学的なセンスというものが非常に大事になってきます。そうすると、流域ごとに固まって何か考えたほうがいいに決まっていますが、恐らく、そこで皆さんがお困りになっているのは行政の壁だろうなと思っています。これをどうしたらいいのか。

琵琶湖の場合は、琵琶湖・淀川水質保全機構があるのですが、そういうものが一つのモデルになるのかなという気がしています。それが各地方にできてくるといいのではないかと考えています。

高村（ゆ）部会長代理 浅野委員。

浅野委員 実は悩みがあるので、それについてどう考えるかというのを聞きたいなと思ったのです。かつて一生懸命考えて、水環境政策のキーワードとして水循環というのを出してみたのです。それでずっと攻めてきたのですが、それについて独立の基本法ができてしまいました。そうすると何となく環境基本計画では手が出しにくくなったような印象もでてしまうわけでして、環境基本計画の中でじゃあ次は水政策の柱として何を前に出せばいいのかという、そのあたりに悩みがあるものですからお聞きしたのです。実は依然として水循環でいいと思っはいるのですけど。

小野会長 確かに水循環、基本的に水循環をやらなければいけないというのはわかるのです。学会で議論を始めたのは、逆の場合、つまり水循環は基本的に日常的な状況ですけども、そうじゃないことが起こった場合にどうするか。例えば災害。それから最近では戦乱というのもキーワードに挙がってくると思うのですけれども、これらが起こった場合に、この水循環の輪が断ち切られる場合を想定したらどうするかということについて、実はあまり準備されていないのではないかと気がします。学会でも阪神、あるいは東日本の研究をしてきたのですけども、起こってから対応しているのです。起こる前に予防的に対応することができないか。もちろん各地で既に南海トラフ等々、高知県や和歌山県ではなされていますけれども、それが、逆に言う流域ごとになされていないという気がして、その反対の準備のためのリサーチを始めるべきではないかということ、まさにフューチャーデザインですけども、それを学会では議論を始めております。

浅野委員 ありがとうございます。

高村（ゆ）部会長代理 それではおおよそ時間が参りましたので、意見交換をこの辺で終わ

らせていただこうと思います。本日は水環境学会、小野様初め、いらしてくださいましてご報告いただき、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして二組目の団体からご意見を伺いたいというふうに思っております。

本日は静岡県から経済産業部理事の白井満様から環境保全等への取組状況と第五次環境基本計画策定に関するご意見ということで、7分程度でご発表をいただきたいというふうに思っております。同じようにその後、約20分程度の意見交換をさせていただきます。

それでは静岡県様、よろしくお願いいたします。

白井経済産業部理事 改めて皆さんこんにちは。静岡県庁経済産業部理事の白井でございます。隣は鈴木でございます。では座って説明させていただきます。

ただいまより、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の実践による生物多様性の保全について報告いたします。

次、お願いします。世界農業遺産は、社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形づくられた農業上の土地利用、伝統的な農業、また文化、景観、生物多様性などの世界的に重要な農業システムを国連農業機関が認定するものです。例としまして、写真のように、貯め水を利用した高冷地のジャガイモを栽培する、これはアンデスの農業です。それからフィリピンのイフガオの美しい大規模な棚田など、世界17カ国38地域で認定されております。右図のとおり、国連農業機関が示している世界農業遺産の五つの認定基準に農業生物多様性が含まれており、世界的に生物多様性や遺伝資源が豊富であることが重要となっております。

次、お願いします。日本では、表のとおり、8地域が世界農業遺産に認定されています。静岡の茶草場農法は、2013年に石川県で開催されました世界農業遺産国際会議において認定されました。また、静岡では、静岡の水ワサビ栽培においても、世界農業遺産の申請に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

次、お願いします。静岡の茶草場農法の認定地域は、静岡県の中西部にある大井川流域の掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、川根本町の4市1町で構成され、静岡県の茶園面積の52%を占める静岡の中心的な産地です。また、その中で茶草場農法を実践している茶園は全体の6%に当たります。さらに、この地域では、伝統的な生活文化や手もみの製法などの製茶技術を長年にわたって引き継がれてもいます。

次、お願いします。静岡にとって茶の産業、農業の基幹作物でございます。左上の円グラフのとおり、荒茶生産量は全国の38%と1位です。また仕上茶、これはほかの県の荒茶が静岡に入りまして仕上加工する、この出荷金額でございますが、右のグラフのとおり55%と全国

の約半分以上のシェアを占めており、日本のお茶の中心地となっております。一方、下のグラフのとおり、お茶の消費量は減少を続けておりまして、急須で飲むお茶からペットボトルのお茶に移行し、高い価格帯のお茶が売れにくいなど、茶の生産農家を取り巻く経営環境は年々厳しくなっているということでございます。

茶草場農法を説明します。茶草場は左上の写真の点線にある茶園の周辺の法面や斜面など、スキヤササなどが生えている草地の総称でございます。手順は として、11月ごろから刈り取られました茶草場を で乾燥し、 で裁断して、 で2月の冬場に、農閑期ですね、茶園のうね間に引いていきます。この作業は土壌の保肥力の向上、また雑草の抑制、干害防止、土壌の流出防止につながり、また高品質で安定な生産にもつながります。右上図のとおり、かつては全国的に当たり前にあった草地、ここ100年で猛烈な勢いで減少しております。茶草場農法の認定地域では、茶農家にとって貴重な草地が保全されており、秋に年一度茶草を刈ることによって、翌年春に太陽光がこの茶草場の上に当たるようなことで、特に小さな植物の成長を促進させます。認定地域の茶草場では、絶滅危惧種を含む希少な植物が確認されておりまして、当地域のみ生息する、例えば羽根のない掛川フキバツタや鳥類など、合計300種類の動植物が生息しております。

茶草場農法を支援する仕組みは5点ございまして、1点目は、認定地域では付加価値を高めるためにブランド化を推進し、農法実践者の認定を行っております。そして販売業者を登録しまして、商品にシールを張ることで商品の差別化を図っています。2点目は、茶草場管理のサポートでは作業応援のボランティアを募っておりまして、受入窓口を市町に設置して受け入れを推進しています。3点目は、茶草場の茶園管理を改善するため、霜を防ぐ防霜ファンの支柱の塗装やガードレールを交換しております。4点目は、交流を拡大するため、観光タクシーの運営事業や、茶草場ツーリズムによる交流の拡大を進めております。5点目は、情報発信として応援ロゴマークを活用、またホームページ、SNSを通じて情報提供を行っております。

茶草場農法認定制度でございますが、25年9月に創設され、この制度は茶園の経営面積に対する茶草場の管理面積に応じて生物多様性の貢献度を3段階に区分されております。例えば左にあるように、茶園面積に対する茶草場の面積の比率により、お茶の葉の数で表し、例えば茶の葉の数3枚が最高ランク、ミシュランの三ツ星みたいなものでございますが、茶園50アールであれば、茶草場50%以上の、25アール以上の茶草場を投入することが必要だということです。今、多分、茶が回っているかと思いますが、それに張られているのがそういうものでございます。これは協議会が農家や茶工場から申請を受けまして、市町村が調査をして認定するという

ものでございまして、右下のとおり、これまで509戸の農法実践者に対して、238商品に対して257万枚の認定シールが販売されてきました。

生物多様性の状況をさらに確認するため、認定地域の111カ所で生物多様性調査を静岡大学の専門家の指導のもとで行いました。この調査によると、地域によって250から360ほど確認されておりまして、下表のとおり、例でございしますが、茶草場の1と2の、適正に秋の管理が行われているところであれば、在来種の増加や維持が確認されております。一方、茶草場の3では管理放棄がされているところ、また、4の、3回刈るなどやり過ぎているところでは在来種が減少している例も見受けられました。また、調査地点以外でも、中学生が認定農業者の敷地内で、準絶滅危惧種で指定されておりますオオチャイロハナムグリを発見した事例などもありました。

茶草場農法の実践認定者と茶草場の面積は上のグラフのとおり、最近やや減少傾向が見られます。この理由は、茶の価格の低迷、また生産をやめる農家が増加していること。茶草場農法は多くの労働力を費やすこと、また収益に反映されていない、また高齢化によってやめることがあります。しかし、担い手への茶草場茶園の集積が着実に進められているということでございます。また、左下のとおり、茶草場管理作業の応援ボランティアは増加しておりまして、今後一層、作業応援のボランティアの活躍が期待されています。

経営の改善でございます。春先に、霜を防ぐための防霜ファンが設置されておりますが、これが周辺の景観の魅力を損なうおそれがあるということで、比較的目立たないこげ茶色に塗り替え、景観の改善を努めているということでございます。これは地域の住民の意識啓発につながっておりまして、掛川市では美しい景観を目指すため、粟ヶ岳の整備計画を今年に策定したところでございます。また、観光と連携で、世界農業遺産認定地域では茶草場ツーリズムの参加者が増加しております。訪問者の拠点となる掛川市にある東山いっぶく処では、行政視察、観光客が年間4万2,000を超えておるということでございます。

今後の方向でございますが、県の5市町で推進協議会を設置しておりまして、会長は以前、掛川市長でございましたが、昨年からは静岡県知事となり、事務局は県庁にございます。この茶草場農法を維持可能な生産活動をするため、特に企業からの応援の仕組みとして寄付金制度の創設、それから作業の応援を受け入れる仕組みを推進しております。また、人づくりでは子どもの環境教育、また農作業体験の場として推進しております。さらに茶草場ツーリズムの推進によって訪問者を増やし、体験プランをメニュー化することで茶を購入していただき、農家の収入を増加させます。また、来年3月には牧之原台地に茶の博物館がオープンします。そこで世界農業遺産を広報することで情報発信してまいります。

説明は以上でございます。

高村（ゆ）部会長代理 どうもありがとうございました。それではただいまいただきました静岡県様からのご説明について、ご質問がおありの委員の方は札をお立ていただきますよう、お願いいたします。

先ほどと同じでございますけれども、各委員から一通りご質問を伺った後に、それらのご質問にご報告者、静岡県様からまとめてお答えいただくという形をとらせていただきたいと思います。

それではご質問のある方、よろしいでしょうか。今回、逆の方からさせていただこうと思っておりますけれども、棚橋委員、お願いできますでしょうか。

棚橋委員 ありがとうございます。全国小中学校環境教育研究会というところに属してまして、実は、この12月に菊川市の菊川西中で全国大会をやる予定になっておりまして、ご縁を感じるころです。お話しいただいた、お茶の農法についてのことは理解できましたが、そのことが環境基本計画のどこにフィットしているのかということをお話しいただけないでしょうか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

木下委員、お願いいたします。

木下委員 ありがとうございます。こういう大変すばらしい取組がなかなか広がらないという原因の一つは、11ページにも書いてあるように、作業が大変だ、あるいは収益に反映されにくいという点があるかと思っておりますけれども、9ページに三つの認定マークがあって、一つ、二つ、三つとありますけれども、この一つ、二つ、三つで収益性に明確な差があるのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

浅野委員、お願いします。

浅野委員 生物多様性の保全という観点から、この取組は大変おもしろいと思います。特に、生態系サービスを上手に生かしておられる政策として評価できると思いますから、こういう考え方があるということ、取組があるということを計画の中に反映させることは十分にできると思います。

ただ、この種の問題で、やはり長期的に見た場合の持続可能性が大きな課題ではないかと思うのですが、このためには何が一番問題だ、課題だとお考えでしょうか。例えば担い手であ

るとか、あるいはそもそも売れないということか問題なので、そちらの方が問題なのか。どのように行政としてお考えか、お聞かせください。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

山極委員、お願いいたします。

山極委員 生物多様性の保全、あるいはその増加に貢献をするということですが、例えば茶草場の、年1回、晩秋に草刈りをするというのが、非常に効果がある。ほかの手法ではむしろ減っていると。この理由が何なのかということです。一見、茶草場という単一種を栽培すると生物多様性は下がるというように思いがちですが、これが生物多様性の増加、保全に貢献しているという最大の理由は何なのか、その辺の核心をお聞きしたいということと、土壌流出を防ぐために大きな効果があるというご発言でしたけれども、何に比べて、それは効果的なのか。草場なのか、雑草の草原なのか、それとも植林と比べて、この茶草場は土壌流出には非常に効果的なのか。その辺りの対照群をお聞かせ願いたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

南部委員、お願いいたします。

南部委員 ありがとうございます。すばらしい取組だと思います。

その上で、今後人口減少などの中で人材育成、そして担い手の不足というのが出てくると思うのですが、この間、ボランティアは増加されているということですが、具体的にどのような取組をされてボランティアが維持できているかということが1点。そして、この取組を別の地域、そしてまた別の産物で広げていくということは、国としても重要だと考えております。その上で、国に対して、何か広げるための支援というのがございましたら、ご指摘いただければと思います。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは崎田委員、お願いいたします。

崎田委員 ありがとうございます。大変すばらしい取組、ご発表ありがとうございます。

それで、私は今のご発表の茶草場農法とか、あるいは農業遺産全体がもっと進むために、どういうふうな政策が必要というふうにお考えかを伺いたいという、そういう視点での質問ですが、先ほどお話の中で、やはり支援するために、いろいろな取組をしておられますけれども、その茶草場農法を例えばしている方たちへの経済的な支援とか、そういう点が、いわゆる、今いろいろな調達を考えると、環境の分野の評価だけではなく、知識にきちんと対価を

支払っているかとか、いろいろな調達基準の持続可能性という部分の視点が広がっていますけれども、そういうようなことを強化するというのが大事な話なのかなというふうな印象を持ちました。その辺が、現場ではどういうふうな追加政策が必要とお考えか、教えていただければと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは大塚委員、お願いいたします。

大塚委員 さっき山極委員が聞かれたところにちょっと追加するような形になりますが、10ページのところで、年1回の草刈りであれば生物多様性は上昇するのですが、それ以外の場合には必ずしも上昇しないということなので、そうすると、茶草場農法の中で、年1回草刈りというのは結構重要になってくると思うんですけども、茶草場自体の生産のために、年1回の草刈りではだめな場合も多分出てくると思うんですが、その辺に関してのジレンマというのは何か、お感じになっておられないのかというところをちょっとお伺いしておきたいと思います。

別の言い方をすると、年1回というところを変えてしまうと、生物多様性が向上することにならないと思うので、環境政策とはちょっと言えないということになってくるかもしれませんので、その辺のジレンマを、ちょっとお伺いしたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、ほかに委員から追加でご質問のご要請がなければ、静岡県様からご回答、お答えをいただこうと思います。よろしいでしょうか。

それでは静岡県様からの、各委員から、いろいろのご質問が出ましたけれども、お答え、ご意見をいただければと思います。適宜まとめていただいて、お答えいただいても結構でございます。

白井経済産業部理事 いろいろご意見をいただきありがとうございます。その中でかいつまみながら、少し、誰に対して直接ということはちょっと、うまく言えるかどうかわかりませんが、環境基本計画の中で、どう位置づけて、これは、どちらかという、我々よりも国のほうに聞いてもらったほうがいいのかもかもしれませんが、やっぱり生物の多様性、農業のところでも林業のところでもそうだと思いますが、生物の多様性が、かなり失われつつあるということは、すごく重要な課題かなと思っておりまして、そういう中で、日本の中、農業の経営の中で、うまく生物の多様性と一緒に保全できている仕組みがあるということはすごく意味があることかなと、それが、環境の中ですごく大きな位置づけがあるのかなと我々は思っているところで

ざいます。

それから、木下委員を初め、ほかの方からも、広がらない理由という話がございまして、着実に、これは当初の申請よりは広がって、ある程度のところまで来ました。それは、一定以上の茶草場に限りがちょっとあるという、先ほどの草地の減少度合い、猛烈に減ってきた、宅地開発から農地開発から、いろんなことで多分、草地が減ってきた歴史的な経過がありますので、茶草場そのものが、かなり減ってきているということは事実でありますので、幾ら増やそうとしてもできないところがあります。そういう中で、どうにか守り続けていられるのは、これが伝統的な農法であることプラスやっぱり経営に付加される、付加価値を上げるということが非常に重要だというふうに考えておりまして、直接的には、これで高く売れるということはなかなか難しい面はあるのですが、ただ、そういう意識が高い人たちも増えつつあって、どちらかお茶を選ぶとすれば、この茶草場のほうのお茶を選んでいただくという話を伺っております。そういうことで、優位性はあるということで、それが、少しは、ほかのお茶に比べると売れるお茶になるということは、意味があることかなというふうに思っております。

浅野委員を初め、農家の担い手として行政的な課題ということと言われるわけですが、やっぱり農業というものは一つの経済行為であって、環境保全のためにやっていただけるかということは、そこはなかなか難しい話があって、農業をやりながら収益を高めることで、あわせて環境保全につながっているということで、それに誇りを持ってやっていただける地域農業を育てるということは、すごく意味があるかなというふうに思っています。

ただ、それだけではなかなか農業、農家は続けられませんので、周辺の住民、また企業の応援ということで、そういうボランティアとファンドなどみたいなものをつくって応援する仕組みを検討というか、今進めているところでございます。そういうもので応援していこうということ、そういうことを着実にやるのが我々の行政課題だと思っております。農業振興と環境振興があわせてうまくいって、地域で経営が維持される、本当に持続可能な農業にしていく、持続可能な茶草場にしていくということに、意味があるかというふうに思っています。

それから、秋に1回だけ刈るのがいいのか、3回刈ってためだとか、その辺の話もございまして、この辺の理屈は、実際、秋に刈って、春に日が当たるという話を先ほどして、かなり希少の植物というものは、かなり小さいものが残るのです。それで、春に日が当たると、そこまで葉がかかっていないで、芽とか種が落ちたものが刈り取られず、そのまま残ると。それが、また、もし夏場とかいろんな時期に刈られると、希少種まであわせて刈る可能性が出て、非常に危険が高まると。たまたま今までやってきて、秋1回のことが、希少種等が残ってきたという

事実はございますが、経験の中でそうやったことが結果的によかったと。それが今、守り続けられて、実際、調査の中でもそれが実証されたこともあって、それを農家にフィードバックしておりますので、農家自体も極力保全しながらやっていこうということで、秋に1回というのが大体、大筋の方向で進められていると思います。

土壌の流亡は、植林と比べてどうなのかという話はございますが、茶の、例えば傾斜地とかを比べると、草地はやっぱり土壌流亡をかなり防いでいるのかなと思います。植林で、そういう狭いところに植林することも難しかろうと。それと今、杉、ヒノキとかがかなり植えられてきて、多様性群がちょっと減っていることもあって、逆に植林よりも自然の草地のほうが、土壌流亡とか自然環境的にはいいのではないかなというふうに考えております。

それで、直接的に、農家に収益が上がるような仕組みということで、これは農水省のほうでもいろいろ応援を願っている直接支払いというものもありますので、そういう事業を使ったり、水利用みたいな事業もございまして、それらの応援は願って進めているところでございます。ただ、直接的に、農家に手取りとしてうまく補助するという仕組みまで至ってはいませんが、それはやっぱり長い目で見て、経営が継承する、持続的にやるには、農家の収益が増える仕組みをこの中で考えるのと、応援する仕組みが一番いいかなと思っておりますので、農水省のこの支援制度もあわせて、一つの応援材料には使えますが、それだけに頼るのは、やっぱり今後、継続性が弱いのかなと思いますので、それはそんな格好でしたいと。直接支払いとかいう制度をうまく使いながら、企業の応援を願うということでございます。

大体質問は以上で、何かほかに漏れたものはありましたか。

鈴木専門監 すみません。それでは、少しつけ加えさせていただきます。

基本方針の中でということは、私もあまり今回の計画を少し読んだ程度なので、深く理解していなくて申し訳ないですけれども、その中では、多様な方にその地域の支援というのですかね、そういったものをやっていってもらわなきゃいけないという話があって、実に、この私どもの茶草場農法をやっていく、本人たちだけではなかなかできない。それで、今、話を出しましたように、企業や一般の方、そういった人たちのボランティア、さまざまな地域に関わりがない方にもそういうところに入っていただいて、やっていただく、そういう仕組みというものが必要なだろう。それをまた強く計画の中にも入れていただきまして、もしできれば、そういったことをやって、フェアトレード的な意味合いなのかもしれませんが、こういったものの価値があるということ、私どもは当然PRしていくのですけれども、一緒に応援していただけるとありがたいなと思っております。

それで、三つマークがありますけれども、一つ、二つ、三つ、それぞれ、これは茶園の経営面積を持っている方がどのくらい茶草場を管理しているかということになるのですけれども、正直言ってたくさん管理するということは、それはなかなか、管理するだけだとお金にならないものですから大変ですけども、どうしてもその割合でいくと、一つ葉の方が出てくる、それを、じゃあシールを張りました、三つ張りました、三つ張れる方がいました、どちらを選びますかって、気持ちの問題でしょうけども、やはり三つ葉のほうを買っていただける方が多いです。ただ、それが違う値段で出ているかということ、正直そういったところは、今のところちょっと出ておりません。そこがちょっと、私ども、この三つのマークをつくったことがよかったのか、悪かったのか、ちょっと悩んでいるところではあります。

ですから、本来であれば皆さんが三つ葉になるとか、三つの種類をなくして一つで、実際には、これは多かれ少なかれ多様性を持つための茶草場というものを管理していると、その実践の心意気を買っているというマークと考えているものですから、本来であれば一つでいいのかと個人的には少し思っているところです。この三つのマーク自体には、収益性の差が今のところ出ていないという状況になります。

それと、先ほど話がありましたけども、この調査を最初したところというのは、やはりススキとかが生えて、それなりに背が高くなる。そんなところで、今後、茶草場として入れていく、施肥的な意味もありながら入れていくというところで、やっぱりある程度伸びてから刈らなきゃいけないというところで、そういう格好で、年に1回ということで行っております。

それで、先ほどお話がありましたように、この中でも、7ページ辺りに出ていましたけど、さまざまな春の七草、秋の七草と、そういった希少なものが入っているわけです。そういったものは背が低いし、日が当たらないと出てこない。それを、伸びてきた春とか秋、早目のころ、伸びていて、花が咲いていない、要は花が咲かないと種ができないということになるものですから、そういったものの頭を切ってしまうと、その種が絶えてしまう。だから、そうならないように、そのタイミングをずらしながら、秋口に入ってススキが枯れかかってきたときに入れて、結局これって図の中にもありましたけど、一度刈って干すわけですね。水分があり過ぎるとなかなか重いということもありますし、大変なもので、次の年に入れるものですが、腐ってしまうというものもありますから、一度干します。ですから、ある程度枯れたところでやるということになるもので、そのころだともう、小さな草も十分種がというところもありますので、それで1回くらいやっていたほうが、今まで妥当だというふうなことが見えていたというところではあります。

白井経済産業部理事 茶草場の3枚、2枚、1枚って、今、担当からも話があったけど、257万枚売ったんですよ。圧倒的に三つ葉がやっぱり多くて、そのうちの140万枚が三つ葉ですから、多くの方が三つ葉をとっているということですかね、基本的には。やっぱり一つ葉だとメリット性があまりないように感じちゃうのかな、やっぱり比較すると。そういうことで、比較すると、そういうことをまた目指して、多分三つ葉を目指してくればということもありますので、我々としては、そういう運動もあわせてできればというふうに考えております。

いずれにしても、農家の収益を上げないと、これはなかなか継続することは難しいということで、そこをどうにか応援することを進めていかなきゃいかんと。環境はあわせてついてきているということで、農家としては、あくまでも経済行為の中で、あわせて環境振興もできているということでありまして。あくまで農家としては収益行為でやっている中で、その中で環境が守られているということで、世界農業遺産にも認定されたということでございます。

高村（ゆ）部会長代理 若干時間に余裕がございますけれども。

じゃあ、山極委員、お願いいたします。

山極委員 大変心強い言葉をいただきました。

一般的に考えると、農業というものは、生物多様性をむしろ下げる、だけど、生物多様性を維持しながら農業をやっているということは、これはすごく大きな売りだと思うんですね。ですから、これからそれを観光に、アグリツーリズムとかグリーンツーリズムとかいうところに利用していくには、そういった方面をむしろ強調していく必要があると思うのです。

例えば、農業振興で結構成功しているのは、例えば豊岡市のコウノトリがありますよね。あそこは、コウノトリ米みたいなものをつくって、世界中に今売り出していますけども、これはすごい人気になっています。ですから、そのつくり方と、その現場のよさというものを売り込む方法を考えて、むしろバイプロダクトな生物多様性を維持しながら、こういう植物やこういう希少な昆虫等々が、ここでどういう暮らしを営んでいるかということを説明するようなパンフレットだとか、あるいは広報だとかというものをして、それを実際に見せる。例えば、言うならば、ビジターセンターをつくるということも一つの手かもしれませんが、そこで実際に農業に従事している方々の姿をお見せして、そこに参加してくれる人を募るとか、あるいはガイドツアーをやって、そこでお金をとるとか、いろんな方法が考えられると思うのですけども。コンセプトは非常にすばらしいし、これは世界中に発信できる糸口になるのではないかと考えて、非常に期待しています。どうもありがとうございました。

高村（ゆ）部会長代理 激励のお言葉だと思います。

何か、静岡県様からございますか。

白井経済産業部理事 ありがとうございます。いずれにしても、我々としては、一つは、これをツーリズムに、茶草場ツーリズムと、グリーンツーリズムとちょっと分けて言うてはいますが、ただ、地元で受け入れる体制と、エデュケーター的な教育者がいないとなかなかうまくわかりにくい。非常に地味な話もある。環境教育みたいなことをもう少し進められれば、子どもたちがここで環境を学ぶということも一つの手かなと思います。

一つ、来年の3月に、茶の博物館を牧之原台地に県営で建てます。そこに茶草場コーナーをつくることにしております。そこで、この茶草場の意味合いとか環境保護ということをはかるようなことを進めて、それと地元と連携して、地元に行ってもらって学ぶということも、ネットワークをつくっていけばというふうに考えておりますので、今後そういうこともあわせて、地味ではありますが、着実にやっていくようにしていきたいと思っております。特に武内先生の応援もありがとうございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

議論は尽きないところでありますけれども、おおよそ時間が参りましたので、意見交換に関してはここで終わりにさせていただきたいと思っております。

本日は、静岡県からいらしてくださいました白井様、鈴木様、どうもご発表、ご報告、ありがとうございました。

高村（ゆ）部会長代理 それでは、続きまして、3組目のご発表をいただきます。

一般社団法人自動車工業会の大場昇様、茂木和久様、そして加藤忠利様から、環境保全等への取組状況と第五次環境基本計画策定に関するご意見を7分程度でご発表いただきます。同じように、その後で約20分程度の意見交換を行いたいと思っております。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。マイクをお願いできますでしょうか。

大場主査 ただいまご紹介にあずかりました大場でございます。自動車工業会の環境委員会を代表して、今日のご説明をさせていただきたいと思っております。

1ページめくっていただけますでしょうか。それでは早速、時間もありませんので説明させていただきます。

まず、我が国の経済・雇用を支える自動車産業ということで、今、日本の自動車産業がどれぐらいの位置づけにあるのかということをお説明させていただきます。非常に幅広い、すそ野の広い関連産業を持っていて、日本経済・雇用に非常に大きく貢献している基幹産業だと。左のほうの細かな数字は読み上げませんが、ちょっと年度が古いものも入っておりますけれども、就

業人口529万人とか、あとは製造品の出荷額とか、あとは商品別の輸出額、国内の設備投資、それから研究開発費、これは全ての日本の製造業の中で、大体もう、ここの数字を見てわかるように、10%から30%近いものを占めておりまして、大変影響力が大きいということです。我々が最上流なので、ここで何かありますと、すそ野に与える影響が大きいということは、この右のグラフに表しておりまして、1単位の影響があった場合に、他産業にどれぐらい影響があるのかということを示したものですけれども、自動車が3.2と一番大きな影響力を及ぼしていると。裏返してみますと、経済にも非常に大きな影響もありますし、環境に与える影響も大きいと、そういうふうに自覚しております。

次、お願いします。次に、自動車工業会の環境保全への取組ということです。

次、お願いします。大きく四つのエリアに注力して活動しております。

一つは、製品における地球温暖化対策ということで、燃費向上、それから電気自動車等に代表される次世代自動車の積極投入、それから、さらにカーエアコンのフロンの低GWP化、こういう商品の開発というものに取り組んでおります。

二つ目が、排出ガスの低減対策ということで、これは大気汚染への対応ということで、低排出ガス認定車の積極的導入ということに取り組んでおります。

三つ目は、今度は製造のほうですけれども、生産における環境保全ということで、工場からのCO2の低減、それからVOCの低減、それから廃棄物の低減、このようなものに取り組んでおります。

四つ目のエリアがリサイクルですけれども、使用済み自動車の再資源化・適正処理、それから環境負荷物質の削減、こういう、製品から生産、最後のリサイクルに至るまで、非常に幅広いものですから、統合的にこういう活動に取り組んでおります。

次、お願いします。この絵は、日本全体のCO2の排出量の推移と部門別の割合、釈迦に説法的なところもあるのですが、見ていただければと思います。日本のCO2の総排出量は、2015年、少し古いですが、12億2,300万トンということで、そのうち運輸部門が全体の18%を占めております。右のパイチャートの下の青い部分です。さらに、その中で自動車が占める割合は、18%のうちの15%という、こういう比率になっております。

次、お願いします。それで、次ですけれども、日本の運輸部門のCO2の排出量ですけれども、運輸部門CO2排出量の9割というのが自動車からの排出量で、大切なポイントは、このグラフにありますように、2001年をピークにして徐々に減少傾向に転じております。これは、GDPが、程度の差はあれ、上に伸び続けていながらも、CO2の排出が下がっているということで、我々、

ASEANとか途上国に行っているいろいろ会議をするときにも、GDPが上がってもCO2を下げることは可能だという、そういう説明にも使わせてもらっております。

その主な要因というものが、右に書かれていますけれども、乗用車の燃費向上、それからEVに代表されるような次世代自動車の普及、これはハイブリッドもここでは含んでおります。それから貨物車の輸送の効率向上、それから交通流改善、こういうものの統合的なアプローチの結果、こういう結果になっております。

次、お願いします。次は、第五次環境基本計画中間取りまとめに対する、少しご意見、コメントを述べさせていただきたいと思っております。

次、お願いします。まず、1番として1.ですが、環境と経済の両立・持続可能な社会。第2章の目指すべき持続可能な社会の姿と書かれていますけれども、ここについてですが、環境・経済・社会のバランスが重要であると言及されている点は非常に重要であると我々も認識しておりますが、低炭素も達成するという記載では、環境の側面がやっぱり強く強調されていると。経済との両立の側面のバランスをとった記述に修正していただければと、そのように考えております。

次、お願いします。2.ですけれども、排出量取引及びカーボンプライシングについてです。現下の現状を踏まえた環境政策の課題のところですが、1点目、汚染者負担の原則についてCO2が対象に含まれる場合、経団連でも主張しているとおり、カーボンプライシング、ここには排出量取引であるとか炭素税、ここには反対のポジションでございます。

それから、汚染者負担の原則については、具体的な記載を追記し、カーボンプライシングは含まないという内容にさせていただきたいと、そのように考えております。

三つ目、環境政策の原則と適用ですけれども、これは主に工場なんかの話ですけれども、予防的な取組について、費用対効果、技術的な可能性を示すとともに、十分な科学的知見の集積と取組の評価による施策実行の検証について重要性記載としていただきたいと。

次、お願いします。次は、国際貢献ですけれども、既に確立された技術を普及して、我が国の競争力を維持向上する国際貢献の記述には賛成いたします。しかし、グローバル視点での削減の重要性を強調していただきたいと。

それから、乗用車における日系自動車メーカーの世界シェアは33%であって、今後とも次世代自動車の海外展開等によるグローバルな貢献が期待できると考えております。これで寄与ができると考えています。

それから、5番目ですけれども、国際競争力・国際的公平性ですが、地球環境保全の国際的

なルールづくりに積極的な貢献を行う記述というのは大変重要ですが、国際的な公平性という点を追記していただきたい。

各国間での環境規制に差が生じると、競争力を失って、例えば海外への工場移転が進んで、産業の空洞化につながる懸念があります。それから、グローバル規模での持続可能な開発と、国益の増大の、双方の実現が重要と考えております。

次、お願いします。最後のページです。知的財産の保護ということですが、発展途上国の環境対策のために、すぐれた環境技術を移転することは重要だと認識していますが、知的財産は日本経済を支える基盤でありまして、知的財産の保護にも配慮しつつ、技術移転を進めるという記載にしていきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

高村（ゆ）部会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまいただきましたご説明につきまして、ご質問がある委員はお礼をお立ていただきますようお願いいたします。

これまでと同様でございますけれども、委員から一通りご質問をいただきました後に、質問にまとめてご報告者、ご発表団体からいただくという形で進めさせていただきたいというふうに思います。

それでは、ご質問がある委員は、お礼をお立ていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、大塚委員からお願いいたします。

大塚委員 ちょっと、3点ほど伺いしておきたいと思っております。

一つはカーボンプライシングのことで、排出量取引・カーボンプライシングというところで、経済活力に負の影響とか、企業の研究開発の原資を奪うとかという、あるいはイノベーションを阻害するということが書かれていますが。例えばトヨタだと、環境チャレンジ2050というようなことを打ち出しておられまして、CO2の大幅削減は内外に公言されていると思います。それが実現すれば、カーボンプライシングが付加されたとしても、全く痛みは感じられないのではないかと思うのですが、それでも自工会はカーボンプライシングにどうして反対されるのかということ、ちょっと伺いたいということでございます。トヨタのように脱炭素の方向に向かって投資をしていくのであれば、カーボンプライシングの影響というものは最小で済むと思われまして、投資も進むと思っておりますので、トヨタの方向性と自工会のご主張は、ちょっと矛盾しているのではないかとということが第1点でございます。

それから、第2点でございますが、国際競争力のところで、環境規制の厳しさに差が生じるというところがございますけれども、最近になって、フランスとイギリスがガソリン車を規制するという話を、将来の話としてですけど、2030とかだったと思いましたが、打ち出しまして、中国も類似のことを言い出しましたので、むしろ環境規制はほかの国のほうが厳しくなっているのではないかと思います。残念ながら、日本は炭素生産性に関しては、過去20年くらいあまり進んでいないということが統計的に出てきてしまっていますが、そういう意味では、世界のペースに遅れをとっているように見えるわけですけども、そういうときに、変化のペースメーカーとして炭素価格というものは重要ではないかと思います。いかがでしょうかということが第2点でございます。

それから、第3点でございますが、予防的取組方法のところでございますけれども、おっしゃるように、技術的可能性とか十分な科学的知見ということをあまり強調され過ぎると、水俣病のような問題が現に起きたということが、あの当時、ある、科学的に不確実であったけれどもという意味で、水俣病は、あの時点では予防的な取組方法の問題だったわけですが。あと、アスベストの問題も、対策が遅れたことに関して国家賠償の問題すら起きているわけですけども、その点について、どうお考えになるかという問題がありまして、3点ちょっとお伺いしたいということでございます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

崎田委員、お願いいたします。

崎田委員 ありがとうございます。私も、今、大塚委員が3点おっしゃった2番目のところと大変似た問題意識を持っておりました。やはり自動車産業が日本の経済を支える大変重要な基幹産業だということは十分承知しております。だからこそ今、世界が変わろうとしている大きな動きに対して、どういうふうにこの業界が敏感に舵をとっていただくかということが、日本にとっても大事なのではないかというふうに感じておりますので、そういう中で、国際的なルールとしての公平性という、もう少しいろいろなチャレンジという、そういうことも必要なのではないかと思っておりますので、その辺に対して、ご意見をいただければありがたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

白石委員、お願いいたします。

白石委員 同じような意見になってしまうのですけども。化学物質の観点から言うと、EUがいろいろELV規制とかなされましたよね。これは多分10ページの予防的取組の視点がかかり強

と思うのですけども、そういったところと、EUの規制と日本の規制が違うとか、国際的なアンバランスが生じているということも含めて、施策実行の検証について重要性を記載すべきということですけども。そういったEUの取組と自動車業界が、いろいろそれに対応している課題に取り組みましたよね。そういったものの検証というものは、どのようにお考えなのかと。そのEUの規制とその結果、工業界ではどのようにお考えなのかということです。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

南部委員、お願いいたします。

南部委員 ありがとうございます。少し具体的なお話になるのですが、貴業界において、より環境負荷の低い製品づくりが期待されているというふうに思っております。特にキガリ改正を踏まえたカーエアコンの冷媒の転換、そして電気自動車のバッテリーのリサイクル等について、今後想定される課題、そして行政に期待する支援などがございましたら、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

山極委員、お願いいたします。

山極委員 はい、私もちょっと似たようなご質問ですけども、電気自動車の導入に伴うガソリン車の廃止、それからAI、自動運転の導入によって、今日お示しになった就業人口だとか、製造に関わる、言うならば企業の動静というものが、今後どうなっていくとお考えなのか、ちょっと、その見通しをお聞きしたいと思います。環境に対する貢献度というものは、排ガスが大分変わりますから、電気自動車が入れば随分改善されると思うのですが、やっぱり労働者人口だとかというのはドラスティックに変わる可能性がありますね。その辺りをどういうperspectiveで望んでおられるのか、ちょっと環境行政とは関係ないかもしれませんが、これはかなり大きな問題だと思いますので、ちょっと、お考えをお聞きしたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 浅野委員、お願いいたします。

浅野委員 環境と経済の両立という言葉は、南部委員も言われましたが、対立という意識の裏返しでしかない、これではだめだということで、実は小池大臣のころに、第三次環境基本計画に先立って、環境と経済の統合的向上ということを発表したことがあります。そのときに、題材になったのは、実はトヨタのプリウスなんですね。こんな例があるよということで、みんな納得したという経験があります。その後、諸外国の動きに合わせて、それに社会との統合と

いうことを加えて今日に至っているわけですね。自工会が今ごろになって、また環境と経済の両立を強調されるということは、随分、歴史を元に戻せと言っておられるような感じを受けるのですが、そう思われませんか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

井田委員、お願いいたします。

井田委員 既に、幾つか質問が出たものと多少重複するところはあるのですが、まず一つ目です。

今、浅野先生がおっしゃった環境の側面が強調されており、経済との両立の側面についてもバランスをとって記述をすべきと書いてあるのですが、これは考え方によると、自工会としては、環境がめちゃくちゃになっても、まだまだ我々のビジネスはできるんだというふうにお考えだというふうに捉えていいのでしょうかということが1点。

もう一つ、カーボンプライシングに関してなんですが、さまざまな世界の流れというものがあって、グローバルなビジネスをなさっている中で、カーボンプライシングは、こういう言い方をすると、確かにfossil fuelベースの車をつくって売っていらっしゃる限り、こういうことが言えるかもしれないと思うのですけれども、自工会としては、2050年もやっぱりfossil fuelベースの車を売って、世界のシェアの33%あるいはそれ以上を確保できるというふうにお考えなのかということが2点目です。

さらにカーボンプライシングに関してなんですが、自工会として、カーボンリスクというものをどういうふうに捉えていらっしゃるのかということちょっと伺いたい。Reputationalなものとか、世界で進んでいるregulationのリスクというものを含めても、やっぱりカーボンプライシングにはご反対だということでしょうか。リスク管理の手法としてのカーボンプライシングという側面もあると思うのですが、やっぱり世界でカーボンに関するリスクというものがこれだけどんどん大きくなっている中でもやっぱりカーボンプライシングに反対するというのが、私はちょっと理解できないのですが、そこら辺のロジックを教えていただきたい。

また、4点目ですが、空洞化というものは、これは僕も30年いろいろ聞かされてきたのですが、もし自工会で、環境規制によって工場をどこかに移したとか、日本の工場がどこかに出ていったとかいう実例があるのだったら教えていただきたい。

以上4点です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、高間委員、お願いいたします。

高間委員 1-3で、日本の運輸部門CO2排出量のグラフがありますけども、これをよく見ると、2001年をピークに減少傾向に転じているというだけではなくて、その後、2012年にもう一回上がって、さらに最近もう一回下がっていると。この数字のこの傾向は、どういうふうに分析されているのか。逆に言えば、上がった後、もう一度下がっているということは、例えば運輸部門が今後も下げられるポテンシャルを持っているというような分析にもつながるような気がするので、この辺の動向をどのように分析なさっているのかということについて、ちょっとお聞きしたいと。

それと、先ほどからヨーロッパに先行しているというような意見がこちらのほうから出ていますけれども、あれも何となく直感的なことで、別に裏をとっているわけじゃないのですが、やっぱりトヨタを初めとする日本が、ハイブリッド技術によって先行したから、逆に言えば向こう側は、次の巻き返しのためにオール電気といっているような側面もあるような気がするのですね。それから言うと、逆に言えば、ハイブリッドで先んじた日本の自動車メーカーが、オール電気というものに対して、またどういう先行的な役割をとろうと思っているのかということについても、ちょっと、ご意見を聞きたいと思っております。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 林委員、お願いいたします。

林委員 まず、先ほどお聞きしまして、環境のことについての記述を緩やかにするというご意見だと全般では受け止めましたが、一方で、今までの日本の自動車産業がなぜ強かったかということを見ると、マスキー法が通らなかったのだけれども、日本が先んじて導入したことによって、電子コントロールとかそういう技術開発をして、そういうイノベーションによって先行してきたと、そういうことがあって、あるいは先ほどプリウスも出ましたが、イノベーションがあり、環境配慮のことについてのreputationが非常に高かったということが競争力につながって、なぜ買いたくなるかというところを刺激したのではないかと。これは価格だけじゃないと思います。そここのところの戦略が、まだちょっと、今日お聞きしたことでよくわからないので、お聞きしたいということと。

日本国内だけを考えますと、自動車税のグリーン化というものが2002年に導入されましたが、このカーボンに対する課税とかそういうことをご心配の向きの場合には、自動車税のグリーン化の税の差をもっと広げることによって、たくさん売れるといたしますが、私が売るほうの立場に立って言うのも変ですが、十分あり得ると思うのですね。だから、そこら辺のカップリングのことを、もう少し追求されることが必要かなと思いました。自動車税のグリーン化に関して

は、トップランナー方式と掛け算になって、私は非常に進んだと思っております。

それから、2点目ですが、もっと全般的な自動車をどういうふうに考えられているかということですが、都市のコンパクト化に関して言うと、自動車がコンパクト化の逆行をしてしまうなんていうことがよく言われたり、実際そういうことがあります、それから高齢化してきて、どういうモビリティを確保できるのかということがあります。そうすると、自動車のこれからのサバイバルといいますか、自動車というものが生きていけるかどうかということが非常に重要じゃないかと思っております。この辺り、どこへ行くかということですが、私は実は世界交通学会の会長を今4年ぐらいやっております、80カ国ぐらいが集まって、1,500人ぐらいの研究者、実務家が集まって、いろんな議論もし、研究論文も出てきておりますけれども、やはり世界の趨勢としては、コンパクト化、それから高齢化対応、歩行と健康をどう組み合わせるかとか、そういう大きな潮流がありまして、それに対して自動車のメーカーがどう答えていけるかということが非常に、私は、戦略上生き残っていくというか、日本の自動車産業が重要だと思われるためには大事だと思っております。

そういう意味で、大型の車というものがそのままいけるともちょっと思えませんので、これはシェアリングのほうに向かっていくと思えますし、保有せずですね、もっと超小型の小回りの利くものが個人持ちになってくるという、そういう潮流はもう避けて通れないと思っておりますので、その辺りのお考えをお聞きできればありがたいと思っております。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

棚橋委員も挙げていらっしゃるのでしょうか。すみません、できましたら簡潔にご質問いただければと思います。

棚橋委員 今までたくさん質問をされた方々と同じような、ある意味、違和感のようなものを感じておりましたが、今まで出なかったものとして、13番目の最後のシートに、知的財産のことがあります、確かに日本の経済において、知的財産はとても大事なことだと思いますけれども、経済と環境のバランスの中で、環境が全て壊れてしまったときに、経済活動がどうなってしまうのかという、そのような不安をとて感じている方が多いと思うのです。その意味において、環境の技術について出し惜しみをするような記述をこの計画の中に入れるということは果たしてどうなのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

非常にたくさんのご質問が出ましたけれども、もう言うまでもなく、自動車業界の皆様、いわゆる環境対応をできるだけ先駆的に取り組んで、それによって大きなグローバルな存在感と

いうものを得ていらしたということを前提にしたご質問だったと思いますし、同時に、自動車が今後どうなっていくかということが、やはり日本の社会、あるいは世界の状況、産業にも大きな影響があるという問題意識からの、委員からのご質問だったというふうに思いますので、いただきましたご質問について、大変多岐にわたっておりますけれども、お答えをいただけますと幸いです。

大場主査 大変多くのご質問をいただきまして、ありがとうございます。幾つかのポイントをまとめて答えさせていただきまして、あと、個別のところについては、こちらの車の専門家と工場の専門家に少し答えていただきたいと思います。

一番初めに、総括として、日本自動車工業会が環境に対して後ろ向きということは、全くそれは誤解でございまして、環境というものを非常に重要視しているということ、まず申し上げておきたい。そこで、ただ、経済とのバランスということをしかりということをお願いだけで、環境を弱めているということではありません。日本の技術は、特に大気汚染に影響する排ガス規制、HC、CO、NO_xとか、いわゆる汚染物質ですけれども、今の日本の技術というものは、例えば川崎とか鶴見とかの大気よりもクリーンなテールパイプのガスのレベルになっていて、町中を走ったら空気清浄機じゃないかと言われるレベルまで来ています。技術というものはそこまでもう来ています。

いろいろ複合して申し上げますけれども、ところが、今ヨーロッパでいるんな規制が強化になって、特にフォルクスワーゲン問題とかもありました。ディーゼルの規制の強化がある。RDEといっているテストモードだけじゃなくて、ほかの領域でも規制を満足しなければいけないと非常に厳しいものが出てきた中で、もうコストがどんどん、特にディーゼルが上がって、これは非常にもう、将来的に難しいというものもあるのと、あとはパリ協定の話も、いろいろんなドライバーがあると思いますけれども、それで欧州の主要国が電気自動車という、ああいうアナウンスをしたところがあります。

もう一つのドライバーというものは、中国とか、もしくはインドもそうですけれども、ゲームチェンジを今狙っていると考えています。それは、ドイツとか日本とか、技術で先行したところには、彼らは歯が立たないと。だけれども、電気自動車になると排ガスはゼロですから、下流部分ですね、排ガス規制は考えなくてもよくなるわけです。それで、仕様のところでは考えなくてよくなる。さらに、部品点数も3万点から2万点に減るとか、パワートレインのところでも相当部品点数が減るということで、これならば、ドイツ、日本に勝てるかもしれないと考えて、中国でもインドでも今やっている。それに対して、常に主導権をとらなきゃいけない

という焦りもやっぱり欧州、自動車メーカーはあって、そういう話、あとパリ協定の話もありますが、そういう複雑な話が絡んで、ああいうアナウンスが出ていると理解しています。

それで、日本も例外ではなくて、電気自動車はこれから、2050年を目指していけば必ず主流にならざるを得ないし、なっていかなきゃいけないと思っていますが。2050年で、これは、将来的にパリ協定に従うとするならば、上流側の発電ミックスと電気自動車、この両輪で目指していくしか、もう解はないわけです。ハイブリッドが幾ら優秀だといっても、しょせんガソリンを燃やして、50%の化石燃料を燃やすわけです。将来的に考えると、2050年を目指せばもう、電気自動車、それから燃料電池車と電源ミックスしか、これは答えがないので、そこを目指していかなければいけないのですが、NDCのターゲット年、大体2030年ぐらいを見ますと、まだまだ2030年では、ハイブリッドとか化石燃料車が主流であるという具合に思っています。ただ、2030年から50年にかけて、急激な変化がそこで訪れてくるので、そこに備えて、バックキャストとして今何をしなければいけないのかということ、今我々は一生懸命考えております。ただ、これも、日本と言ってしまうといけないのですが、中国とか欧州とか、充電規格もいろいろ取り合いをやっていたりする中で、負けてしまっはしようがなく、やっぱり雇用を守らなければいけませんし、そういう意味で、最善の努力を尽くしているという、そういう認識でございます。

あとは少し、じゃあ茂木さんから。

茂木主査 それでは、茂木ですけども、車に関わることをちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず、繰り返しになりますけれども、日本自動車工業会は、環境は一生懸命やっております。我々、環境委員会の中で議論をしておりますので、ご理解いただければと思っております。

車の件ですけども、まず、何名かの方にいただいた、フランスとかイギリスが、もうEVだと、ガソリン車はだめだと、法律でまだ決まったわけではありませんが、そういう動きはもう世界中で動き始めていますので、自動車メーカー各社、どうしようかと焦っているところであります。ただ、日本がその中で遅れているのではないかというご意見もございましたけれども、ご存じのとおり、例えばハイブリッドで言えば、モーターとバッテリーも積んでおりますので、エンジンを取り去ればEVになるわけです。じゃあ、それでいいかというと、やはり大きいバッテリーを積まないといけないと、お金がかかります。充電にも時間がかかります。それで、バッテリーをもっとすごく効率のいいものにしないと、長距離を走れません。そういう問題があって、今でもEVを売っている会社はありますけど、なかなか日本の中では販売が伸び悩んでい

ると。それはなぜかという、今申し上げたような、まだ課題がクリアできていないと。メーカーによってはその課題をクリアするために、まだアンダーグラウンドで一生懸命技術開発をしているというメーカーもございますので、バッテリーがワンステップ上がったところで、一気にEVがいくのではないかとということで、虎視たんたんとして将来のEV化は各社狙っておりますので、その辺、日本が技術的に遅れているということはないというふうに理解しております。

それと、資料の、ちょっとCO2の推移がおかしいのではないかとということで、6ページ目ですね。2009年、2010年、2011年ぐらいのところですけども、これはご存じのとおり、震災がございましたとかリーマンショックがございましたということで、一旦凹んでいます。ですので、そこを少し上げてイメージしてもらえば、実際そういうイベントがなかったというふうには推測できるのではないかと考えております。

今後ですけども、2030年には、2013年度から28%ぐらい下げることが目標として決まっておりますので、このグラフの30年以降になると、また大分下がっていくと。それには、ハイブリッドもさらに増やしていくし、EV、PHVというものも増やしていくし、さらにその先には、FCVも何社が開発しておりますので、先はもっと大胆に減るのではないかと考えておりますが、これも先ほど大場が申し上げたとおり、エネルギー供給会社とタッグを組んで進めなくてはならないところでありますので、今後、政府とも一緒にいろいろ進めていきたいと考えております。

加藤主査 自動車工業会の加藤でございます。何点か、固定発生源、リサイクルの関係についてご質問をいただきましたので、お答えしたいと思います。

まず、大塚先生のほうから、予防的な措置、アスベストなり水俣病というお話もございましたけれども、私ども、予防的な措置を否定するものではなく、リスク回避の観点から、必要と考えております。

ただ、この中で科学的知見の集積ですとか施策の検証等がございますけれども、今までやってきたいろんな環境施策の中で、例えばVOCでございますけれども、これは2004年に大防法が改正されて、当時、自主的な取組と法制度化をマッチングしてやろうということで、産業界が協力してやったわけですけども、当時30%のVOC削減で、90%オキシダント濃度の環境基準達成ができるということで、我々頑張って協力したのですけれども、今オキシダントの環境基準というものはなかなか達成できないという状況にあるという現実がございます。ただ、それ以降、いろんな方、我々も含めて、科学的知見の集積を継続して取り組むことによって、いわゆるNO_xとの関係ですとかVOC成分との関係、こういうものが明らかになったということで、新

たな施策に結びついたというふうに考えてございます。

そういうことで、予防的措置というものは、100%解明されていなくても、リスク回避の観点でやるということで、我々は必要と考えていますが、あわせて科学的な知見の集積、これを継続してやるということと、それから、それぞれの検証をしっかりとやって、PDCAを回して、それぞれ環境に対してスパイラルアップしていくというような、そういう取組が大変重要だということが、なかなかうまく記載されていないのではないかとということで、こういう要望をしたということでございます。

それから、南部委員のほうから、キガリ改正なりバッテリーのリサイクル、行政への支援というようなご質問がございましたけれども、次世代種のリサイクル、特にEVとかPHV、これのリチウム電池、こういうもののリサイクルについて、循環型社会の形成、3Rの観点から、大変重要な課題ということで、我々も認識しているところでございます。別の中環審、産構審のワーキングで今いろいろ議論させていただいていますけれども、私ども、セーフティネットの観点から、共同回収スキーム、いろんなメーカーさんが共同して回収スキームを構築しようということで、まさに検討しているところでございます。この辺、大塚先生なんかはよくご存じだと思いますけれども。

そういうことで、自動車メーカー、自工会を含めて、今後リサイクル技術の開発ですとか情報提供取り組んでいきたいと考えております。

キガリ改正の関係、ご存じかと思えますけれども、HF0-1234yfという温暖化係数が1に近いもの、こういうものができてございます。私ども、自工会として、フロン排出抑制法で、たしか2023年にGWPを全体で150以下にするということが法律で決まっておりますけれども、私どもは中間目標で、それに向けた目標を立てて今進めているところでございますので、引き続き対応していきたいというふうに考えてございます。

化学物質の関係、EU先行してという、そういう白石委員のほうからお話がございましたけれども、これも、ご存じかと思えますけれども、EUの廃車指令の中で、鉛、それから六価クロム、水銀、それからカドミですか、これが先行したわけですけれども、私ども、自主的な取組ということで、2003年にスタートしてございますけれども、2006年にはEUレベルを、鉛ですけれども、下回るですとか、そのほかの3物質についても、目標をもう達成してございます。そういうことで、EUの廃車指令等についても、私ども、先行した取組ができているのではないかなというふうに考えてございます。

リサイクルの関係、いろんな課題が多くございます。特に再生資源の活用というようなこと

について、今いろんなところでご議論していただいていますけれども、自工会、自動車メーカー、いろいろ取り組んでございます。

ただし、品質の確保ですとか、それから経済性の確保ということでは、サステイナブルな取組ということを踏まえると、大変重要な課題だというふうに考えていますので、引き続き対応していきたいというふうに考えてございます。

雑駁ですが、以上でございます。

高村（ゆ）部会長代理 少し時間が来ておりますけれども、かなりたくさんのご質問をいただいたと思いますので、フォローアップでも。

井田委員 空洞化の事例を教えてくださいということをお答えいただいているのですが、ないという理解でよろしいでしょうか。

高村（ゆ）部会長代理 大塚委員、失礼しました。

大塚委員 加藤さんから、リサイクルに関してとてもしっかりお答えいただいてよかったのですが、ちょっと温暖化のほうについては、まだ私のご質問にお答えいただけていないところもございますので、一つは、トヨタの取組と自工会とのおっしゃっていることにちょっと矛盾があるじゃないかという問題と、それから、事実対応として日本の自動車メーカーが頑張っておられることはわかってはいるのですが、炭素生産性は全産業としては下がってきている、ほかの国に比べて相対的に下がっているところがございますので、それに関して、これからトランジションのペースメーカーとした炭素価格というものが大事じゃないかということに関しては、どうお考えかということをお伺いしたいということでございます。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 林委員でしょうか、失礼しました。お願いいたします。

林委員 全般のお答えをもう少し欲しいなと、自動車がどうなるのかということをお聞きしたかったのですが。別の機会でも結構です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。私のほうもちょっと質問で、お答えいただいたほうがいいかなと思っていたのですが、一つ、山極委員、それから林委員は今おっしゃいましたけれども、EVや燃料電池車の導入もそうですが、AIあるいは今後の自動車の展開によって、日本や世界の社会像といいましょうか、労働状況を含めて、どういうふうな展望を持っていらっしゃるか、何かご検討されていることがあれば教えていただければと思います。

大場主査 今の自動車の2本柱、今後の2本柱というものは、電動化と智能化の、この2本だ

という具合に言われていますし、考えています。それで、知能化の部分で、一番わかりやすい、オートノーマスドライビング、自動運転のところを取り上げられていますが、これは今後、特に日本が高齢化社会になったときに、だんだん高速道路の逆走であるとか踏み間違いであるとか、いろんな事故が出ているものを未然に防ぐことができることも一つですし、それから、自動運転になると最適な運転をしますので、エネルギー消費が人間の運転よりも確実に抑えられるとか、事故だけではなくて、エネルギー、CO2、いろんな面で有効になってくる技術だと認識しています。

　　グーグルだとかアップルだとか、いろんなそういう自動車に関係なかったところが電気自動車をこれからつくってくるのではないかと、自動運転をやってくるのではないかと、それで日本はどうなるのだというお話もあるのですが、基本的に我々が考えておりますのは、自動車をつくるということはそんな甘いものではない、そんな簡単なことではないと。例えば、自動車を1台つくり上げるのに、環境だけの側面では全然なくて、衝突安全規制であるとか、歩行者保護であるとか、リサイクル、EUでいけば100項目に及ぶいろんな規制、基準があって、それを全部クリアしなければいけない。CO2をゼロにできる、だからEVだといっても、ものに仕上がって適合するということはそんなに簡単ではありませんし、それで、でき上がった車が、じゃあ、非常に快適に、運転性であるとかブレーキを踏んだときにいかに自然に回生しながら止まるかとか、これは大変なノウハウの積み上げで来ているので、そういうことは、リスク管理としては見えていますけれども、そんな簡単に抜かれるものではないという具合に考えております。

　　あと、工場の海外移転云々の話ですけれども、もしあれでしたら補足してください、今の段階で、日本の工場が、環境規制があるがために外に逃げたとかという話は認識しておりませんが、典型的な事例は、カリフォルニアの固定発生源の規制が非常に厳しくて、多くの企業が、カリフォルニアから製造業は撤退しているという事実はあると思います。これから、先ほど言いましたように、アジアであるとかインド、中国が、ますますゲームチェンジで産業を、Make in Indiaもそうですけど、発展させたいというときに、いろいろ誘致をしてくる可能性があるし、知的所有権もただでよこせと、パリ協定の交渉の中でもすぐそういうことを言っているわけですから。そういう中で、リスクとして我々は認識しておかなければいけないのかなという、そういうイメージですかね。何か補足はございますか。

　　茂木主査　あと、某トヨタという会社がゼロチャレンジだとおっしゃっていることは、自工会と話が違わないかというご意見ですけども、もちろんトヨタ自動車は先頭を走ってやっ

ていくという方針をつくっておりますし、それに向けて頑張ると。ただ、それに対するシナリオと、実際的に何をどうするかという金勘定も含めてでき上がっているわけではございませんので、これはいろいろな業界あるいは団体、いろんなところと議論しながら前に進めていきたいということでございます。

自工会の中でももちろん、後ろ向きの会社はございませんので、すごく走っているところと、必死でついていくところと、どちらにしてもベクトルは環境に対して積極的にやっていくと。逆に言えば、やっていかないと、もう生きていけないと。そういうスタンスであります。ただ、早急な、ガソリンへの税金をがばっと急に上げるとか、キャップをはめるとか、そういうことに対しては、我々、急にやられてはちょっと対応が苦しいなという意見でございます。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

多くのご質問が出ましたので、丁寧にお答えいただきまして、どうもありがとうございました。

時間がちょっと過ぎてしまいましたので、この辺で終わりにしたいと思います。

自動車工業会の大場様、茂木様、加藤様、どうも本日はありがとうございました。

高村（ゆ）部会長代理 それでは、続きまして、長野県様からご報告をいただきます。

本日は、長野県の環境部長の関昇一郎様から、環境保全等への取組状況や第五次環境基本計画策定に関するご意見を7分程度でご発表いただきます。その後、同様に20分程度の意見交換を行うということで、お願いしたいと思います。

それでは、関様、どうぞよろしく願いいたします。

関環境部長 長野県環境部長の関でございます。今日は貴重なお時間の中、意見を申し上げさせていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、長野県の環境施策の展開状況について、事例ということで冒頭申し上げまして、若干現在の計画に対しての考え方を付け加えさせていただきたいと思っております。

今回、環境・経済・社会の統合的解決に向けてということで、3点ほどご説明を申し上げます。いと思っております。

一つは、環境エネルギー戦略、それから自然公園の関係、あと、湖沼の関係であります。実は、現在、県の総合計画の策定をしておりますが、このSDGsの観点を、発想を取り入れて、極力この統合的解決という手段を各施策に打ち込んでいこうということが、長野県全体の考え方です。そういった中では、これまでも、具体的な取組の中でもさまざま展開をしておりますので、その一例ということで、今日はお話を申し上げたいと思っております。じゃあ、

お願いします。

一つ目は、長野県の環境エネルギー戦略であります。これは2013年2月に策定をしております。基本目標として、持続可能で低炭素なエネルギー社会をつくるというようなことを掲げておりますが、SDGsの観点からは、意識して環境・経済・社会というような取組をしておりますが、当然のことに、温室効果ガスの削減ですとか地域内の資源循環、特に化石燃料の輸入額を長野県で推計しますと、県全体のGDPの大体5%ぐらいになるかというような推計もあって、非常に経済的な損失も大きいということで、長野県全体で地域外へ資金を流出する構造から、地域内での循環にということを掲げております。

また、社会の面では、地域の活力と創造の源と言っておりますけれども、例えば県内では砂防堰堤を活用して水力発電を行って、その収益で高齢者の交通手段の確保をしようというような取組もありますし、また、別に多様な主体の参加という観点からは、長野県では自然エネルギー信州ネットということで、非常にさまざまな主体の方が環境を考え、エネルギー問題を解決していこうというような取組を行っております。

そんなことで、低炭素杯の2016のベスト長期目標賞の自治体部門についても大賞をいただきまして、県を挙げて環境エネルギー戦略に取り組んでいるところであります。

次をお願いします。時間の関係もありますので簡単に申し上げますが、温室効果ガスの排出量の削減目標につきましては2020年度までに、1990年度比でマイナス10%、そして30年度でマイナス30%、それから2050年度でマイナス80%ということで、国の政策に上乘せ、横出し等を行うことで、達成に努めようとしております。

次、お願いします。それから、長野県の経済成長と温室効果ガスの総排出量の関係を見ますと、全国と対比しておりますが、全国と比較しても、デカップリングが進んでいる状況でありまして、これをますます強めていきたいということが、この戦略の方向であります。また、エネルギーの自給率、さまざまな捉え方がありますが、ゆくゆく全体的なRE100の方向を目指すとしても、当面、発電設備容量で最大電力の需要に対してどうかということ、当面の目標としておりまして、今年度、平成29年度100%の達成を行いたいと思って取り組んでおります。

次、お願いします。具体的な取組の1点目であります。国の制度を補完するということで、私どもの制度的な取組ということでご覧いただければと思いますが、1点目は事業活動温暖化対策計画書制度ということで、大規模なエネルギー使用者に対して実際に計画書を提出していただき、県から指導と助言を行っております。実際に始まってから、この下の網をかけたほうが、この計画の対象であります。徐々に効果が出ていまして、やはりどうしても認識をして

いただいて、それを実際に設備投資の計画に反映させたり、実際に設備投資を行うということでは、年数は徐々にかかりますが、これから大きな効果が出ていくというふうに見込んでおります。

また、右側にありますが、建築物を建てる場合に、エネルギー性能を検討する、また自然エネルギーを導入できないかという検討制度を条例で義務づけを行っております。戸建て住宅まで含めたものについては、全国で私どもだけだと思っておりますけれども、これについては特に、省エネ建築というものは、長野県は寒冷な気候であります。健康面ではヒートショックを防ぎ、また地元工務店にも経済効果をもたらすということで、SDGsの観点からも大きな意義があるものと思っております。

次、お願いします。2点目でありまして、FITを最大限活用しようということで、現在、自然エネルギーの発電事業に収益納付型補助金を設けております。左側でございますように、制度導入前ですと、自己資金に加えて地域金融機関の融資がなかなか受けづらいということで、資金調達が困難なケースが多くありますので、これに対して、右側に収益納付型補助金のところを記載しておりますが、県で助成を行うことにより、融資を受けやすい体制を築くということで取り組んでおります。

次、お願いします。3点目が、流域下水道のスマートエネルギーということであります。流域下水道については記載しておりますが、私ども、県の知事部局で使用するエネルギーの4割を使用しているということで、非常に大きなエネルギー使用であります。また一方で、下水道事業については、下水汚泥の消化ガスですとか下水熱利用など、さまざまなポテンシャルがあるというふうにご検討をいたしまして、現在、流域下水道スマートエネルギープランということで、最新の創エネ・省エネ技術の動向、それから再生可能エネルギーの賦存量の試算などを行いまして、創エネ・省エネのロードマップづくりに取り組んでおります。実際に、消化ガス発電を現在も若干行っていますが、一層活性化させること、そして下水熱利用に取り組もうということでもあります。

次のページをご覧ください。下水熱利用であります。下水道での下水熱量が規制緩和で始まってございまして、流域下水道、県単位では初めてその利用手続を今回定めさせていただきました。来年度には、エネルギーポテンシャルマップということで、どこの地域にどのような管路があって、それがどう使えるかというようなマップをつくり、利用拡大を図っていききたいと思っております。

次、お願いします。それから、もう一方、経済との関係で、もう少し直接的に環境エネルギー

一分野のビジネス創出をしようということで、環境省さんにもご協力いただきまして、共催で、この9月に地域再生可能エネルギーの国際会議を開催させていただきました。こういった知見を学びながら、産業化ということで、例えば県産材を活用した高断熱サッシの製作ですとか、同様に、県産材の端材を利用して断熱材をつくるというような取組をスタートさせたところであります。

次、お願いします。大きな二つ目で、公園関係であります。国を挙げて、現在国立公園の満喫プロジェクトということで取組が行われておりますけれども、これに限らず、長野県は国立公園が五つ、国定公園が三つ、県立公園が6公園ありますので、全ての公園で自然公園をもっと利用者目線で快適にしていこうということで、ハード整備、それからエコツアーなどのソフト充実、それから協働型の管理運営体制の構築ということで、力を入れておりまして、こういった形では、自然保護、観光振興、健康づくり、こういった観点で役立つものと思っております。

次、お願いします。次は、具体的な中身ですので割愛させていただいて、最終ページをお願いいたします。

これは諏訪湖創生ビジョンと言っていますけれども、これまで諏訪湖水質保全計画ですとか、漁業振興計画とか、ばらばらにつくっておりましたが、今回、諏訪湖創生ビジョンということで、統合的な諏訪湖の創生のために、水環境保全、生態系保全、湖辺面活用・まちづくりといった計画を策定しておりまして、こういった一つの計画で横断的なものを策定しようという取組を行っております。

以上が、統合的な解決に向けた具体例であります。

中間取りまとめについて、若干のご意見を申し上げさせていただきますが、基本的に、過去の文明崩壊が、環境問題に起因をしているというような歴史的な経過も踏まえ、今回の地球環境の悪化に対する危機感を背景にまとめていらっしゃるということについて賛同いたしておりますし、また、SDGsの観点、環境・経済・社会の統合的課題解決に向けて、特に横断的な重点戦略を打ち出されていることについても、非常に今後の方向性として評価をしております。

そういった中で、3点申し上げさせていただきたいと思いますが、横断的な重点戦略の記述になりますので、今後の個別的な、具体的な記述に当たりまして、ぜひ他省庁を巻き込んだ横断的な施策というものを、先進的な形で入れていただいたり、また制度構築をお願いしたいと思っております。あわせて、地方公共団体でも指針となる計画となりますので、これまでの施策、分野別の記述との関係をわかりやすく記述していただければありがたいと思っております。

す。

2点目は、六つの重点戦略のうち、特に地方公共団体では、技術革新に単独で取り組むことがなかなか困難でありますので、政府を挙げた先導的な取組をお願いしたいと思っております。

それから3点目は、特に地方では現在人口減少が顕著であります。問題認識として記載されておりますけれども、地方創生に幾ら取り組んでも大幅な減少は不可避という状況で、環境保全の場面では、特に担い手不足が顕著になります。貴重な動植物のほか、身近な生活環境の資源の保全についても、地方創生の観点から、今後困難な事例が多々出ようかと思っておりますので、ぜひそういった観点での施策の具体化についてもお願いしたいと思っております。

以上であります。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

私の時間管理のまずさで、12時近くになってしまっております。12時を過ぎてしまいますことをお詫び申し上げます。

早速ですが、ただいまいただきました長野県様からのご説明について、ご質問がある委員は札をお立ていただけますように、お願いいたします。これまでと同様に、質問には長野県様からまとめて答えていただくという形をとらせていただきます。できるだけ簡潔なご質問をお願いいたします。

それでは、大塚委員、お願いいたします。

大塚委員 ご要望でおっしゃった、施策別の記述もちゃんとしてほしいということは、私もそのとおりだと思っております、同感でございます。

質問としてお伺いしたいのは、一つは9ページのところで、この自然公園グレードアップ構想のところで、このハードの整備とかソフトの充実とか体制づくりというものは、結構それなりにお金がかかると思いますが、この資金源はどういうふうにされているかという、あるいは今後また、どういうふうにお考えなのかということをお伺いしたいと思っております。一つ考えられることは、利用者から徴収するという方法もあることはあるかと思っておりますけれども、それはそれでまた、いろんな議論があると思っておりますので、どうお考えかということをお伺いしたいということです。

それから、もう一つは、ご要望の中で一つございました、他省庁を巻き込んだ横断的施策というものは、具体的にはどういうことをお考えなのかということも、ちょっと教えていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

崎田委員、お願いいたします。

崎田委員 はい、ありがとうございます。かなり戦略的に計画をつくっておられるということ、非常に勉強させていただきました。三つ伺いたいのですけれども。

一つ目は、2017年、エネルギー自給率100%を目指しておられて、ほぼ今年は2017年ですので、こういう急激な再生可能エネルギーなどの導入による、今、全国的には環境アセスとか自然環境への影響がかなり課題になっていたりしますので、そういうことが起こらないような対策、地域対策などはどういうふうにしておられるのか、伺いたいと思いました。

2点目に、地域開発の流域下水道をかなり強調されていましたが、上下水道とか廃棄物とか、総合的なところはあまり書いていなかったようですが、そういう総合開発というところには行っていないのかどうか。

3点目は、最後のほうで、諏訪湖の創生ビジョンのところ、こういうところに人材育成とか雇用創出とか、経済的な視点の支援が重要という話でしたけれども、そういうものを、全体を入れたこういうビジョンができていないのかなというふうに思うのですが、具体的にはどのような支援が必要と考えておられるのか、お話しいただければありがたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

井田委員、お願いいたします。

井田委員 ありがとうございます。幾つかあるのですが。

SDGsですが、県全体の施策として、15年以降どう位置づけて、どういう取組をやっていらしたかということの一つ伺いたいということが1点。

あと、再生可能エネルギーって、あまり風力の話がなかったのですが、長野県での風力開発というものはどうお考えかと、難しいところがあったら、何が難しいのかということ伺いたいと。

3点目、崎田先生と同じですけど、メガソーラーの反対運動とか、環境影響とか、いろいろ聞こえてきまして、環境アセスの中に初めて盛り込んだということも存じ上げているのですが、今後、バイオマス等を含めて、再生可能エネルギーのサステナビリティというものをどういうふうに先進県として確保していくお考えなのかという、その3点を伺いたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

木下委員、お願いいたします。

木下委員 ありがとうございます。6ページについて、一つお伺いしたいと思います。

右の欄に、長野自然電力合同会社の、いわゆる地域貢献型の発電事業を計画とありましたけれども、この助成事業の中で、地域貢献型の事業というものはこのほかにあるのか、教えていただきたいと思います。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、林委員、お願いいたします。

林委員 統合的な発想を、この実践に結びつけておられるのは大変すばらしい事例をお聞かせいただきました。その中で、特に下水道の熱利用のお話がありましたが、これと土地利用のマネジメントとの関係といたしますか、都市をコンパクトにすることとの相乗効果ですね。そのときには、恐らくコベネフィットとしては、インフラの維持コストというか、そちらも一方で非常に重要になってくるので、これとエネルギーの収支といたしますか、両方をやっていかれると一層すばらしいかなと思って聞かせていただきました。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、委員からのご質問に対して、長野県様、お答えを願いますでしょうか。

関環境部長 ありがとうございます。じゃあ、何点かご質問をいただきましたので、順にお答えさせていただきます。

まず、自然公園の資金であります。一つは、県の中での財源を振り向けているほかに、この資料にも若干記載させていただいたのですが、地方創生の交付金の活用ですとか、それから、企業版ふるさと納税の制度が始まりまして、私どもは今年の3月に認定を受けまして、私も自ら企業回りをして、寄付金をいただいたりしております。こういった形で、現在資金確保に努めておりますが、利用者負担についてはなかなか、入山税みたいなことを検討したこともあったのですが、課税技術的に難しいということもあって、現在は行っておりません。ただ、利用者負担の観点では、トイレのチップ制とかも行ってありますし、今後もう少し具体的に、可能なものがあれば、検討していきたいと思っております。

また、大塚委員さんからの他省庁の横断的なのということですが、まさしく環境エネルギーの施策については、環境省さんのみならず、それから経済産業省さんですとか、あと、総務省の地方自治制度もあろうと思っておりますが、そういったところで、先ほども議論があったような、経済界を巻き込んだ大きな制度にしていっていただく必要があるかと思っておりますので、そういったことに期待をしております。

それから、崎田委員さんからお話があったエネルギー自給率100%に向けて、実際に環境面というものは、長野県内でも野立ての太陽光発電について、各地で問題が顕在化しております。先ほど若干お話をいただいたように、環境アセスの対象にしたことに加え、それはある程度規模の大きなものですが、小さなものについては市町村対応マニュアルということで、マニュアルを昨年作りまして、それに基づいて、条例化ですとか、それから今ある既存の制度を使ってどういう対応ができるかということ、市町村とともに県で対応しているところであります。ただ、いずれにしろ野立ての、特に森林開発を伴うような太陽光については、課題も多々ございますので、太陽光については屋根置きをもうちょっと進めたいと思っております。

それから、流域下水道でご説明申し上げましたが、上下水道とか廃棄物というお話がございましたが、ご指摘のとおり、上水道でも水力発電が可能だというふうに考えておりましたが、ただ、まだ具体化があまり進んでいないものですから今日は申し上げておりませんが、方向性としては上水道の利用ですとか、あと廃棄物についても、バイオマスも含めて活性化をしたいと思っております。

それから、諏訪湖については、今回、横断的な計画をつくっておりますので、例えば水辺の整備基本計画というのは国土交通省さんの施策についてでありますし、諏訪湖の水質保全計画というのは環境省さんの施策に基づくものであります。一本にまとめておりますので、それぞれの施策の中で、他の省庁に関わるものも含めて配慮をしていただいて、支援をいただければと思っております。

それから、井田委員さんからいただいたところで、SDGsの県全体の取組ということでありますが、冒頭申し上げたのですが、今年度、総合5カ年計画ということで、県の全体の計画をつくっておりますが、SDGsの観点を差し込んで、横断的な施策づくりに今努めております。その中で議論が上がっているのが、例えば、5カ年計画では学びということ、信州の中で学ぶということ、これをキーワードにしようかという議論がされておりますが、学びを具体的に、いろんな場面で学ぶことができるような場面設定をするというときにもSDGsの観点を入れさせていただいております。

それから、風力発電というものは、長野県というのはどうしても山岳県なものですから、海岸部と違って、景観上どうしても風力については問題があるかと思っております。現在大規模なものはあまり想定しておりません。今後、中小規模なもので進んでくれば、入れ込んでいく余地があるかなというぐらいの関係であります。

それから、木下委員さんから6ページの地域貢献型の具体例ということでありますが、基本

的には、小布施町の自然電力の例を挙げましたが、担い手が、大規模な資本が来て、FIT制度を活用するというものよりは、地域の活性化を行っている団体に対して補助をするというような考え方をしておりますので、ほとんどのケースにおいて、その収益を地域へ還元していただくという仕組みを取り入れているつもりであります。

それから、最後に、林委員さんから、下水熱利用で土地利用等のマネジメントというお話をいただきまして、一番環境問題を考えていくと、地域づくり、まちづくりに行き着くかなと思っておりますが、今回の下水熱利用については、まだマップをつくる段階でありますので、マップをベースとして、各地域での土地利用等のマネジメントについて、今後進めていく課題かなと思っております。

以上であります。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

時間が押していることもございまして、特に追加でご質問がないようでしたら、この辺りでご報告、意見交換を終えていきたいと思っておりますが、よろしゅうございませうか。ありがとうございます。

本日は、長野県の関様、どうもご発表、意見交換に参加いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、本日予定しておりました議題は全て終わりましたので、これで終了となります。

最後に、事務局から連絡事項をお願いしたいと存じます。

山田計画官 事務局でございます。本日の議事録につきましては、事務局で取りまとめを行い、委員の皆様、本日ご出席いただきました団体の皆様にご確認いたします。

また、次回、第3回の意見交換会の開催予定でございますが、10月30日月曜日、10時から12時半まで。場所はここ、TKP赤坂駅カンファレンスセンターを予定してございます。詳しくは、後日委員の皆様へ通知をいたしますので、ご確認くださいませうようお願いいたします。

以上です。

高村（ゆ）部会長代理 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の意見交換会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後12時11分 閉会

平成29年度11月13日

公益社団法人 日本水環境学会
会長 小野芳朗

第2回中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会 追加回答について

この件につきまして、下記のとおり追加回答を提出させていただきます。

記

1. 大塚委員の「SDGsに関連して、環境基準以外で、水関係で目標とすることが適当なものはないか？」

意見交換会では、「環境基準に代わる目標としては、災害、戦乱時の供給できる水源の水質に関する指標はいかがでしょう。」と回答しましたが、追加の意見は次のとおりです。

環境基準の枠組みの中の検討も可能と思われるが、SDGsに関連して衛生学的観点や水産資源的観点から効率的・合理的な環境管理を行うためには、長期の平均的水質に対する従来の基準だけではなく、短期間の最大許容値や季節ごとの基準値のような柔軟な設定が検討されるべきではないか。また、水質だけではなく水環境・水域生態系が有する機能（サービス；炭素固定能や水災害への強靱性等）も含めた統合的評価手法の確立が求められていると認識している。

2. 崎田委員の「計画素案の中で、こういう国際関係との水循環に関する連携で、何かご指摘、追加いただくことがないか」

意見交換会では、「学会はアジア諸国との間で世代を超えて、世代を超えて若い世代のグループとか、シニア世代のグループがあるのですけれども、アジア諸国に水循環の技術、ノウハウをお互い学び合う、つまり情報を交換するような国際会議を毎年開催して、ジャーナル誌 Journal of Water and Environment Technology、JWETを出しております。具体的には、今のJWETもありますし日韓、日中、それから日本ベトナム等の連携もありまして、その連携は、もう20年ぐらい続いているけれども、今後も展開する。」と回答しましたが、追加の意見は次のとおりです。

IWAでは、2014年9月に「リスボン憲章」を制定した。その中で、飲料水、公衆衛生および下水管理の「サービス」に対する適切な公共政策および効果的な規制に向けた基本原理を定めている。これは、MDGsやSDGs等を達成することを強く意識したものである。

<http://www.iwa-network.org/publications/the-lisbon-charter/>

3. 白石委員の二つのご質問「現状認識で環境基準のことが述べられているが、実際に今度は横串で取り組むということになっていったときに、環境基準の設定で、それぞれ相互間の関係をどういうふうにお考えなのか。環境基準を具体的に書き込むということを想定した場合に、例えば今だと重点項目と重点項目を支える施策ですか。そういう二つに分けていますが、どういったところに書いたらよいとお考えか。」

意見交換会では、「環境基準以外に水環境の目標となる指標があるのか、難しい。環境基準はそもそも、何をもとにされているのかということを見ると、確かにOECDの政策を見ると、あれはヨーロッパ仕様だなという感じもいたしますので、そういうアメリカの政策、

それからヨーロッパの政策を見ながら、アジアと特に日本におけるものをつくらないと仕方がないのではないという気もしています。それから、横串でされた場合に設定をどうするかという話ですが、どうしたらいいでしょう。ちょっとこれはすみません、ペンディングにさせていただきます。」と回答しました。ペンディングの回答も含め、追加の意見は次のとおりです。

現在、個別に対応がなされている個々の基準について、基準達成とエネルギー消費や環境の資源価値といった統合的な議論が必要と考えられる。例えば窒素については、大気汚染において窒素酸化物、水質においては全窒素と硝酸性窒素・亜硝酸性窒素が環境基準として設定されている。さらに、亜硝酸性窒素単独、アンモニア態窒素単独での基準化についても検討されていると聞いている。降雨により大気中の窒素が表層水中および地下水中に移行し、環境中では生物学的作用により窒素の各種形態が変化する。排水処理においてはエネルギーを消費して窒素ガスとして窒素除去を行う一方で、下水処理の季別運転による水産業との連携も既に行われている。単に環境基準の観点だけではなく、エネルギー消費や経済性も含めて、より合理的な対応を目指すべきであり、第5次環境基本計画案はそのような対応を後押しする理念を示しているのではないか。

本会からの指摘は、今後の対応についてではなく、現状認識とこれまでの対応についてである。これまでの環境改善・管理の取組の成果や、これまで問題として指摘してきた課題（基準未達成の状況）についても記述をすることが望ましいと考えている。

以上